

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

家畜伝染病の発生

土地改良事業の認可(二件)

土地収用法による事業の認定

都市計画法第六十六条による告示

◇ 選管告示 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

昭和三十五年九月鳥取県教育委員会告示第二十六号の一部改正

◇ 人委規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第六百七十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
金 田 孝 文	鳥医第三、四一八号	昭和六十一年六月二十六日
北 村 秀 之	鳥医第三、四一九号	"
藤 山 勝 己	鳥医第三、四二〇号	"
面 谷 博 紀	鳥医第三、四二二号	"
福 木 昌 治	鳥医第三、四二三号	"
澤 口 正 彦	鳥医第三、四二三号	"

鳥取県告示第六百七十二号

尾崎 就一	鳥医第三、四二四号	"
森山 淑枝	鳥医第三、四二五号	"
乗井 徹	鳥医第三、四二六号	"
荒井 裕志	鳥医第三、四二七号	"
松田 宏子	鳥医第三、四二八号	"
中山 裕雄	鳥医第三、四二九号	"
神波 雅之	鳥医第三、四三〇号	"
堤 定雄	鳥医第三、四三一号	"
松尾 良一	鳥医第三、四三二号	"
岡崎 敏也	鳥医第三、四三三号	"
門脇 浩幸	鳥医第三、四三四号	"
梶谷 真司	鳥医第三、四三五号	"
足本 敦	鳥医第五〇五号	"
吉田 浩紀	鳥医第五〇六号	"

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
高見 医院	東伯郡北条町大字国坂字河原田七二〇	昭和六十一年七月十四日
薬局 桔梗堂	米子市東倉吉町七九	昭和六十一年六月二十四日

鳥取県告示第六百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
高見 医院	東伯郡北条町大字国坂字河原田七二〇	全国	昭和六十一年七月十四日
薬局 桔梗堂	米子市東倉吉町七九	"	昭和六十一年六月二十四日

鳥取県告示第六百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤 山 勝 己	鳥国医第三、四二〇号	"
北 村 秀 之	鳥国医第三、四一九号	"
金 田 孝 文	鳥国医第三、四一八号	昭和六十一年六月二十六日

面谷 博紀	鳥国医第三、四二一号	"
福木 昌治	鳥国医第三、四二二号	"
澤口 正彦	鳥国医第三、四二三号	"
尾崎 就一	鳥国医第三、四二四号	"
森山 淑枝	鳥国医第三、四二五号	"
乘井 徹	鳥国医第三、四二六号	"
荒井 裕志	鳥国医第三、四二七号	"
松田 宏子	鳥国医第三、四二八号	"
中山 裕雄	鳥国医第三、四二九号	"
神波 雅之	鳥国医第三、四三〇号	"
堤 定雄	鳥国医第三、四三一号	"
松尾 良一	鳥国医第三、四三二号	"
岡崎 敏也	鳥国医第三、四三三号	"
門脇 浩幸	鳥国医第三、四三四号	"
足本 敦	鳥国医第五〇五号	"
吉田 浩紀	鳥国医第五〇六号	"

鳥取県告示第六百七十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

豚丹毒	家畜伝染病の種類	豚	家畜の種類	患畜	区分	一	頭数	昭和六十一年七月二十一日	発生年月日	西伯郡名和町大字小竹二二九一―一	発生場所	西伯郡中山町大字庄田一三四六	飼養場所
-----	----------	---	-------	----	----	---	----	--------------	-------	------------------	------	----------------	------

鳥取県告示第六百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業野坂地区農道舗装）を昭和六十一年七月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業下段地区農道舗装）を昭和六十一年七月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
大栄町
- 二 事業の種類
町民スポーツ広場駐車場建設事業
- 三 起業地
1 収用の部分 東伯郡大栄町大字由良宿字西小谷山地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
大栄町役場

鳥取県告示第六百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・四・五号福吉町生田線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 倉吉市みどり町並びに字谷畑、字四十二丸及び字芸才

寺並びに八幡町字久米谷及び字四十二丸地内において事

業地を変更する。

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号

国府町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

施設 の 名 称	所 在 地
国府記念館	岩美郡国府町新町二丁目二四六―四

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

鳥取県市町村立学校職員及び鳥取県立学校職員の勤務成績評定書並びに勤務評定報告書（昭和三十五年九月鳥取県教育委員会告示第二十六号）の一部を次のように改正し、昭和六十一年八月一日から施行する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

別表の第一表の一から第一表の九までの規定中「幣巻」を「巻」に改める。

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の2の項中

町長部局
課長 局長 室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

を

町長部局
課長 室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

に改め、同表

の6の項中

町長部局
課長 室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

を

町長部局
課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

に改め、同表の

12の項中

町長部局
課長 局長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

を

町長部局
課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

に改め、同表の

14の項中

町長 部局
課長 局長

を

町長 部局

課長

に改め、同表の

17の項中

町長 部局
課長 室長 局長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

を

町長 部局

課長 室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

に改め、同表の

18の項中

町長 部局
課長 局長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

を

町長 部局

課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）

に改め、同表の

26の項中

町長 部局
課長

町長 部局
課長 局長

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。